

公民科教育における青少年の人権保障の取り扱い

—少年法改正問題を主な題材として—

馬場 登紀夫*

1. はじめに

日本の現行少年法は、1948（昭和23）年に制定されたものであるが、その後は少年による凶悪犯罪事件が起きると改正問題が論議されるようになり、近年では少年凶悪犯罪事件が多発したことや、少年審判のあり方をめぐる疑問などから改正論議が急速に高まり、ついに2000（平成12）年11月28日に改正されることになった。この最近の少年法改正問題には実に多くの問題のほか、少年法の基本理念である保護主義の見直し、という現行少年法の存在自体に関わる根本的な問題も存在している。また、この少年法改正問題をめぐっては、マスコミによる少年犯罪事件報道（加害者少年の氏名・顔写真などの報道）のあり方が、少年法第61条の「記事等の掲載の禁止」の規定に違反するということで、過去に幾度も社会問題化してきた。そこには、“少年犯罪事件報道のあり方において、加害者少年の「人権」や「プライバシーの権利」、マスコミの「表現の自由」、国民の「知る権利」はどうあるべきか”，という問題が存在している。

一方、高等学校公民科では、『現代社会』や『政治・経済』などの科目で、「基本的人権の保障」についての学習をかなりの時間をかけて行なうが、生徒自身に考えさせることのできる良い教材を日々探し続けているのが現状である。この際に、少年法やその改正問題は、現時点では教科書や資料集にはほとんど取り上げられていないが、対象として高校生を含み、青少年の人権保障のあり方、少年犯罪事件報道における加害者少年の「人権」や「プライバシーの権利」・マスコミの「表現の自由」・国民の「知る権利」の兼ね合い、など色々な事柄について、探求させることができる大変良い教材であると考えられる。

また、「基本的人権の保障」の中の「青少年の人権保障」という内容については、教科書において一つの小單元としては構成されておらず、「子どもの権利条約」などの用語が部分的に取り上げられているだけである。しかし、青少年の人権に対する意識の低下が叫ばれる現在、この少年法改正問題を主な題材として、高等学校公民科の科目で「基本的人権の保障」の一つの小單元として「青少年の人権保障」というものを構成し、高校生に対して自分たち青少年の人権保障のあるべき姿について考えさせることは有意義なことであると思われる。

以上の点を踏まえ、本研究では最初に、マスコミによる少年犯罪事件報道（加害者少年の氏名・顔写真などの報道）の状況について追求した。次に、『少年法改正問題を中心とした青少年の人権保障』に関する認識・意識調査を作成し、高校生に実施して結果を分析した。さらに、高等学校公民科の『現代社会』と『政治・経済』の教科書で、「青少年の人権保障」という内容に関連する用語の取り扱い状況と用語の記述状況を調査した上で、「基本的人権の保障」の一つの小單元として『少年法改正問題を主な題材とした青少年の人権保障』というものを構成し、具体的な学習指導案を作成して、実施した認識・意識調査の結果を利用しながら授業実践を行なった。

2. マスコミによる少年犯罪事件報道（加害者少年の氏名・顔写真などの報道）の状況

マスコミによる少年犯罪事件報道の状況については、戦後の主な少年凶悪犯罪事件が起きた時

*岐阜県立池田高等学校

の新聞と週刊誌（月刊誌も含む）などの報道実態を調査した。まず、そのうちの新聞の報道実態については、原則として一面に掲載された少年凶悪犯罪事件の朝日、毎日、読売新聞の全国紙3紙の報道において、加害者少年の氏名、顔写真、年齢、学校名、職業、住所（番地まで記されているか）、家族関係（家族の氏名、顔写真、談話などが記されているか）、の7項目についての掲載状況を調べた（《表1》【戦後の主な少年凶悪犯罪事件の新聞報道状況】）。¹⁾

この状況から戦後当初の各新聞は、ほとんどの場合に少年法第61条の「記事等の掲載の禁止」の条文である「家庭裁判所の審判に付された少年又は少年のとき犯した罪により公訴を提起された者については、氏名、年齢、職業、住居、容ぼう等によりその者が当該事件の本人であることを推知することができるような記事又は写真を新聞紙その他の出版物に掲載してはならない」、というものを無視して、加害者少年の氏名や顔写真のほか、学校名、住所、家族関係などを掲載していることがわかった。ただ、1958（昭和33）年の「東京小松川高校女子生徒殺人事件」を機にして、少年犯罪事件報道のあり方についての活発な議論が行なわれ、同年に日本新聞協会は、「少年法第61条の扱いの方針」というものを策定した。これは、「少年法第61条は、未成熟な少年を保護し、その将来の更正を可能にするためのものであるから、新聞は少年たちの“親”の立場に立って、法の精神を实せんすべきである。罰則がつけられていないのは、新聞の自主的規制に待とうとの趣旨によるもので、新聞はいっそう社会的責任を痛感しなければならない。すなわち、20歳未満の非行少年の氏名、写真などは、紙面に掲載すべきではない。ただし、(1)逃走中で、放火、殺人など凶悪な累犯が明白に予想される場合、(2)指名手配中の犯人捜査に協力する場合、など、少年保護よりも社会的利益の援護が強く優先する特殊な場合については、氏名、写真の掲載を認める除外例とするよう当局に要望し、かつこれを新聞界の慣行として確立したい」、というものであった。²⁾ この結果、“その後の少年凶悪犯罪事件が起きた時の新聞報道はどのように変わるか”，ということに注目したが、1960（昭和35）年の「浅沼社会党委員長刺殺事件」から1968（昭和43）年の「連続ピストル射殺事件」までは、各新聞は多くの場合に加害者少年の氏名や顔写真などを掲載しており、あまり変化は見られなかった。しかし、この後の1985（昭和60）年の「札幌父母殺人事件」以降については、加害者少年の氏名や顔写真のほか、学校名、住所、家族関係の掲載など、すべての事柄について少年法第61条に抵触する記事はまったく見られなくなった。

次に、週刊誌（月刊誌も含む）の報道実態については、新聞報道で取り上げた事件の週刊誌の報道において、前述の7項目の掲載状況を調べた（《表2》【戦後の主な少年凶悪犯罪事件の週刊誌（月刊誌も含む）報道状況】）。³⁾ この際に、週刊誌『フォーカス』による加害者少年の顔写真掲載で社会問題化する発端となった、1985（昭和60）年の「札幌父母殺人事件」以前の事件については、古くから存在する週刊誌ということで、『週刊朝日』、『サンデー毎日』、『週刊読売』の3つの週刊誌を使用した。新聞報道の状況から予想されるように、1950（昭和25）年の「日大ギャング事件」から1968（昭和43）年の「連続ピストル射殺事件」までは、各週刊誌は多くの場合に少年法第61条の「記事等の掲載の禁止」の規定を無視して、加害者少年の氏名や顔写真のほか、学校名、住所、家族関係などを掲載していることがわかった。しかし、前述のように新聞報道の方は、1985（昭和60）年の「札幌父母殺人事件」以降、少年法第61条に抵触する記事はまったく見られなくなったのに対し、週刊誌報道の方は逆に過熱化し、途中からは加害者少年の氏名や顔写真だけでなく、少年の供述調書、小・中学校の指導要録、精神鑑定書主文などの掲載も見られるようになり、大きく社会問題化したという状況であった。

《表1》【戦後の主な少年凶悪犯罪事件の新聞報道状況】

①1950 (昭和25) 年9月22日に起きた「日大ギャング事件」の際の報道

	少年氏名	顔写真	年齢	学校名	職業	住所	家族関係
朝日 (1950,9,25付朝刊)	○	○	○	—	○	○	○
毎日 (1950,9,25付朝刊)	○	○	○	—	○	○	○
読売 (1950,9,25付朝刊)	○	○	○	—	○	○	○

(注) ○は掲載 (家族関係では朝日と読売は両親の氏名と談話, 毎日は祖父・両親の氏名を掲載), —は該当しない項目

②1958 (昭和33) 年8月17日に起きた「東京小松川高校女子生徒殺人事件」の際の報道

	少年氏名	顔写真	年齢	学校名	職業	住所	家族関係
朝日 (1958,9,1付夕刊)	×	×	○	○	—	○◇	×
毎日 (1958,9,1付夕刊)	○	○☆	○	○	—	○	○
読売 (1958,9,1付夕刊)	○	○	○	○	—	○	○

(注) ○は掲載 (○☆は少年顔写真のほか, 不鮮明なものであるが家族写真も掲載, ○◇は本籍地も掲載, 家族関係では毎日は両親・兄の氏名, 読売は父親の氏名を掲載), ×は掲載せず, —は該当しない項目

③1960 (昭和35) 年10月12日に起きた「浅沼社会党委員長刺殺事件」の際の報道

	少年氏名	顔写真	年齢	学校名	職業	住所	家族関係
朝日 (1960,10,13付朝刊)	○	○	○	—	○	○	○
毎日 (1960,10,13付朝刊)	○	○	○	—	○	○	○
読売 (1960,10,13付朝刊)	○	○	○	—	○	○	○

(注) ○は掲載 (家族関係では朝日は父親の氏名・顔写真・談話, 毎日は両親の氏名と父親の顔写真・談話, 読売は父親の氏名・談話を掲載), —は該当しない項目

④1961 (昭和36) 年2月1日に起きた「鳴中中央公論社社長宅襲撃事件」の際の報道

	少年氏名	顔写真	年齢	学校名	職業	住所	家族関係
朝日 (1961,2,2付夕刊)	○	○	○	—	○	×	○
毎日 (1961,2,2付夕刊)	○	○	○	—	○	○	○
読売 (1961,2,2付夕刊)	○	○	○	—	○	×	○

(注) ○は掲載 (家族関係では朝日と読売は父親の氏名・顔写真・談話, 毎日は父親の氏名を掲載), ×は掲載せず, —は該当しない項目

⑤ 1965（昭和40）年7月29日に起きた「少年ライフル魔事件」の際の報道

	少年氏名	顔写真	年齢	学校名	職業	住所	家族関係
朝日（1965,7,30付朝刊）	×	△	○	-	○	○	×
毎日（1965,7,30付朝刊）	×	△	○	-	○	×	×
読売（1965,7,30付朝刊）	○	○	○	-	○	○	○

(注) ○は掲載（△は不鮮明なものを掲載，家族関係では読売は父親の氏名・談話を掲載），×は掲載せず，-は該当しない項目

⑥ 1968（昭和43）年10月11日から11月5日にかけて起きた「連続ピストル射撃事件」の際の報道

	少年氏名	顔写真	年齢	学校名	職業	住所	家族関係
朝日（1969,4,7付夕刊）	○	○	○	-	○	○	×
毎日（1969,4,7付夕刊）	×	△	○	-	○	×	×
読売（1969,4,7付夕刊）	○	○	○	-	○	○	×

(注) ○は掲載（△は不鮮明なものを掲載），×は掲載せず，-は該当しない項目

⑦ 1985（昭和60）年7月8日に起きた「札幌父母殺人事件」の際の報道…問題報道なし。

⑧ 1987（昭和62）年11月25日から1988（昭和63）年1月3日にかけて起きた「女子高生コンクリートづめ殺人事件」の際の報道…問題報道なし。

⑨ 1988（昭和63）年2月23日に起きた「名古屋アベック殺人事件」の際の報道…問題報道なし。

⑩ 1988（昭和63）年7月8日に起きた「目黒区両親・祖母殺人事件」の際の報道…問題報道なし。

⑪ 1988（昭和63）年11月25日に起きた「未成年タレント飲酒・傷害事件」の際の報道…朝日・毎日は問題報道なし。読売は本人がタレントであることを理由に少年氏名・顔写真を掲載し、家族関係ではタレントである父親の氏名を掲載した。

⑫ 1992（平成4）年3月5日に起きた「市川市家族4人殺人事件」の際の報道…問題報道なし。

⑬ 1997（平成9）年2月10日から5月24日にかけて起きた「神戸児童連続殺傷事件」の際の報道…問題報道なし。

⑭ 1998（平成10）年1月7日に起きた「有名女優次男事件」の際の報道…朝日・読売は報道せず。毎日は本人の母親が有名な女優であったことから、家族関係として母親の氏名を掲載したが、少年氏名や顔写真などの掲載はなかった。

⑮ 1998（平成10）年1月8日に起きた「堺市女児等殺傷事件」の際の報道…問題報道なし。

⑯ 2000（平成12）年8月14日に起きた「大分県一家6人殺傷事件」の際の報道…問題報道なし。

【表2】【戦後の主な少年凶悪犯罪事件の週刊誌（月刊誌も含む）報道状況】

①1950（昭和25）年9月22日に起きた「日大ギャング事件」の際の報道

	少年氏名	顔写真	年齢	学校名	職業	住所	家族関係
週刊朝日（1950,10,15号）	○	○	×	—	○	×	×
サンデー毎日（1950,10,8号）	○	○	○	—	○	○	○
週刊読売【報道せず】	…	…	…	…	…	…	…

(注) ○は掲載（家族関係ではサンデー毎日は父親の氏名を掲載）、×は掲載せず、—は該当しない項目、…は報道せず

②1958（昭和33）年8月17日に起きた「東京小松川高校女子生徒殺人事件」の際の報道

	少年氏名	顔写真	年齢	学校名	職業	住所	家族関係
週刊朝日（1958,9,14号）	×	×	○	○	—	○◇	○
サンデー毎日（1958,9,14号）	○	○☆	○	○	—	○◇	○
週刊読売（1958,9,14号）	×	×	×	×	—	×	×

(注) ○は掲載（○☆は少年顔写真のほか、不鮮明なものであるが家族写真も掲載、○◇は本籍地も掲載、家族関係では週刊朝日は両親・兄の氏名、サンデー毎日は両親の氏名を掲載）、×は掲載せず、—は該当しない項目

③1960（昭和35）年10月12日に起きた「浅沼社会党委員長刺殺事件」の際の報道

	少年氏名	顔写真	年齢	学校名	職業	住所	家族関係
週刊朝日（1960,10,30号）	○	○	○	—	○	×	○
サンデー毎日（1960,10,30号）	○	○	○	—	○	○	○
週刊読売（1960,10,30号）	○	○	○	—	○	○	○

(注) ○は掲載（家族関係では週刊朝日と週刊読売は両親・兄の氏名と父親の顔写真・談話、サンデー毎日は父親・兄の氏名と父親の顔写真・談話を掲載）、×は掲載せず、—は該当しない項目

④1961（昭和36）年2月1日に起きた「嶋中中央公論社社長宅襲撃事件」の際の報道

	少年氏名	顔写真	年齢	学校名	職業	住所	家族関係
週刊朝日（1961,2,17号）	○	○	○	—	○	×	○
サンデー毎日（1961,2,19号）	○	○	○	—	○	×	○
週刊読売（1961,2,19号）	○	○	○	—	○	×	×

(注) ○は掲載（家族関係では週刊朝日は父親の氏名・顔写真・談話、サンデー毎日は父親の氏名を掲載）、×は掲載せず、—は該当しない項目

⑤ 1965（昭和40）年7月29日に起きた「少年ライフル魔事件」の際の報道

	少年氏名	顔写真	年齢	学校名	職業	住所	家族関係
週刊朝日（1965,8,13号）	×	△	○	—	○	×	×
サンデー毎日（1965,8,15号）	×	△	○	—	×	×	×
週刊読売（1965,8,15号）	×	△	○	—	○	×	×
(注) ○は掲載（△は不鮮明なものを掲載），×は掲載せず，—は該当しない項目							

⑥ 1968（昭和43）年10月11日から11月5日にかけて起きた「連続ピストル射殺事件」の際の報道

	少年氏名	顔写真	年齢	学校名	職業	住所	家族関係
週刊朝日（1969,4,18号）	○	○	○	—	○	○	○
サンデー毎日（1969,4,20号）	○	△	○	—	○	○	×
週刊読売（1969,4,18号）	○	○	○	—	○	▽	○
(注) ○は掲載（△は不鮮明なものを掲載，▽は番地以外を掲載，家族関係では週刊朝日は母親の氏名と談話，週刊読売は母親の氏名を掲載），×は掲載せず，—は該当しない項目							

⑦ 1985（昭和60）年7月8日に起きた「札幌父母殺人事件」の際の報道

	少年氏名	顔写真	年齢	学校名	職業	住所	家族関係
フォーカス（1985,7,19号）	×	○	○	—	○	×	○
(注) ○は掲載（家族関係では殺害された両親・妹の顔写真を掲載），×は掲載せず，—は該当しない項目							

⑧ 1987（昭和62）年11月25日から1988（昭和63）年1月3日にかけて起きた「女子高生コンクリートづめ殺人事件」の際の報道

	上記の少年氏名～家族関係	その他
週刊文春（1989,4,13号）	年齢と職業は○，あとは×	○→監禁場所となった16歳の加害者少年の家の外観写真を掲載
週刊新潮（1989,4,13号）	年齢と職業は○，あとは×	○→主犯格の18歳の加害者少年の出身中学・高校名と，監禁場所となった16歳の加害者少年の出身中学・高校名とその家の外観写真を掲載
(注) ○は掲載，×は掲載せず，—は該当しない項目		

	少年氏名	顔写真	年齢	学校名	職業	住所	家族関係
週刊文春 (1989,4,20号)	○	×	○	×	○	×	○
フライデー (1989,4,21号)	×	△	○	×	○	×	×
週刊女性 (1989,4,25号)	×	△	○	×	○	×	×

(注) ○は掲載 (△はともに加害者少年の4人のうち3人の目隠しをしたものを掲載, 家族関係では週刊文春は主犯格の18歳の加害者少年の父親の氏名と, 監禁場所となった16歳の加害者少年の両親の氏名を掲載), ×は掲載せず, -は該当しない項目

- ⑨1988 (昭和63) 年2月23日に起きた「名古屋アベック殺人事件」の際の報道…問題報道なし。
- ⑩1988 (昭和63) 年7月8日に起きた「目黒区両親・祖母殺人事件」の際の報道…問題報道なし。
- ⑪1988 (昭和63) 年11月25日に起きた「未成年タレント飲酒・傷害事件」の際の報道…本人がタレントであり, 父親も有名タレントであったことから, 多くの週刊誌が少年氏名や顔写真, 家族関係として父親の氏名や顔写真などを掲載した。
- ⑫1992 (平成4) 年3月5日に起きた「市川市家族4人殺人事件」の際の報道

	少年氏名	顔写真	年齢	学校名	職業	住所	家族関係
週刊新潮 (1992,3,19号)	○	○	○	-	○	×	×

(注) ○は掲載, ×は掲載せず, -は該当しない項目

- ⑬1997 (平成9) 年2月10日から5月24日にかけて起きた「神戸児童連続殺傷事件」の際の報道

	少年氏名	顔写真	年齢	学校名	職業	住所	家族関係
フォーカス (1997,7,9号)	×	○	○	○	-	×	×
週刊新潮 (1997,7,10号)	×	△	○	○	-	×	×

(注) ○は掲載 (△は目隠ししたものを掲載), ×は掲載せず, -は該当しない項目

	上記の少年氏名～家族関係	そ の 他
文芸春秋 (1998,3月号)	年齢と学校名は○, 職業は-, あとは×	○→加害者少年の供述調書を掲載
フォーカス (1998,3,11号)	年齢と学校名は○, 職業は-, あとは×	○→加害者少年が犯行について記した犯行ノートに掲載
フォーカス (1998,4,15号)	年齢と学校名は○, 職業は-, あとは×	○→加害者少年の小・中学校の指導要録の一部と自筆のイラストを掲載
フォーカス (1998,4,22号)	年齢と学校名は○, 職業は-, あとは×	○→加害者少年の中学校の指導要録の一部を掲載
週刊現代 (1998,6,6号)	年齢と学校名は○, 職業は-, あとは×	○→加害者少年の精神鑑定書主文の全文を掲載

(注) ○は掲載, ×は掲載せず, -は該当しない項目

- ⑭1998（平成10）年1月7日に起きた「有名女優次男事件」の際の報道…本人の母親が有名な女優であったことから、多くの週刊誌で家族関係として母親の氏名や顔写真などの掲載はしたが、少年氏名や顔写真などの掲載はなかった。
- ⑮1998（平成10）年1月8日に起きた「堺市女兒等殺傷事件」の際の報道

	少年氏名	顔写真	年齢	学校名	職業	住所	家族関係
新潮45（1998,3月号）	○	○	○	—	○	×	×
(注) ○は掲載，×は掲載せず，—は該当しない項目							

- ⑯2000（平成12）年8月14日に起きた「大分県一家6人殺傷事件」の際の報道…問題報道なし。

3. 『少年法改正問題を中心とした青少年の人権保障』に関する認識・意識調査結果⁴⁾の分析

(1) 少年犯罪事件（少年凶悪犯罪事件）について

- ① 少年犯罪事件については、特に2000年（平成12）年に入ってから少年による凶悪犯罪事件が多発し、それに伴いマスコミもやや過熱気味ともいえる報道を繰り返した。これに対して、少年犯罪事件報道に「大に関心がある」は約34%で、自分の予想よりはやや低いものであった。ただ、少年凶悪犯罪は今後「増加する」は約77%であり、これは予想どおりの結果となった。

(2) 少年法と少年法改正問題について

- ① 少年法については、その対象とする年齢が20歳未満であることを「知っている」は約74%であり、また、少年法改正問題についても、その論議を「くわしく知っている」は約4%、「少し知っている」は約37%で、この2つのことはかなり予想より高い結果となった。ただ、この調査を行なった時期には、ちょうど少年法改正問題や少年法のあり方がマスコミで取り上げられていたため、そのことが大きな原因と思われる。
- ② 少年犯罪事件と少年法改正問題については、少年犯罪事件報道に「関心がある」とした生徒ほど少年法を改正する記事を「じっくり読む」と答え、また、少年犯罪事件報道に「関心がある」とした生徒ほど少年法改正問題を「くわしく知っている」と答える傾向にあった。これは、“あることに興味や関心を持つことのできる生徒は、関連した他のことにも興味や関心を持ち、やがては知識とする”，ということの良い例と思われるが、特にマスコミで取り上げられている社会問題には常に興味や関心を持って欲しいものである。

(3) 少年法のあり方を厳罰化することについて

- ① 少年法のあり方を厳罰化することについては、生徒が質問に答えた結果から「厳罰許容度」というものを作りその意識を探ったが、全体的な特徴は「厳罰許容度がやや強い」という傾向が見られた。このことについても、最近の少年による凶悪犯罪事件が多発したことが大きく影響をしていると考えられる。

(4) 少年犯罪事件報道のあり方について

- ① 少年犯罪事件報道のあり方については、少年法第61条の「記事等の掲載の禁止」の規定に対して、「成人（大人）と同じように掲載すべきである」は約34%、「凶悪犯罪を犯した場合は掲載してもよい」は約32%で、「少年の人権やプライバシーの権利などを保護するために掲載すべきではない」の約27%を上回っていた。また、憲法の表現の自由との関係では、

「憲法には表現の自由が規定されているので、少年といえども凶悪犯罪を犯した場合は、色々報道されても仕方がない」は約43%で、「憲法には表現の自由が規定されているが、少年の場合は凶悪犯罪を犯した場合でも、よほどのことがない限り報道すべきではない」の約37%、「憲法には表現の自由が規定されているが、少年の場合は凶悪犯罪を犯した場合でも、絶対に報道すべきではない」の約12%を上回り、これらのことについても、予想以上に生徒の多くは“掲載に賛成(報道に賛成)”をしていた。

- ② 少年法のあり方を厳罰化することと少年犯罪事件報道のあり方については、「厳罰許容度」の強い方が、「少年の氏名・顔写真掲載に賛成」と答え、「厳罰許容度」の弱い方(厳罰反対志向)が、「少年の氏名・顔写真掲載に反対」と答える傾向にあった。このことから、「厳罰許容度」の強い方は、少年犯罪事件報道のあり方についても、罰則として少年の氏名・顔写真掲載を容認していることがわかった。
- ③ 少年犯罪事件報道あり方と少年の氏名・顔写真を掲載した週刊誌のあり方については、少年法第61条の「記事等の掲載の禁止」の規定に対して、“掲載に反対”とした生徒ほど「神戸児童連続殺傷事件」の少年の顔写真を掲載した週刊誌の販売中止・自粛を「当然だと思う」と答え、一方、“掲載に賛成”とした生徒ほど「神戸児童連続殺傷事件」の少年の顔写真を掲載した週刊誌の販売中止・自粛を「そこまでするのはおかしいと思う」と答える傾向にあった。このことから、生徒は週刊誌への少年の氏名・顔写真掲載と週刊誌の販売中止・自粛については、同じような視点で見ていることが理解できた。

(5) 青少年の人権保障に関する用語について

- ① 青少年の人権保障に関する用語については、“知っている”が一番多かったのは「子ども虐待の問題」の約74%で、「ストリート・チルドレンの問題」、「世界人権宣言」、「子ども(児童)の権利条約」、「子ども(児童)の権利宣言」、「国際人権規約」、「子ども兵士の問題」、「子どもの意見表明権」など残りの7つの用語は、“知っている”がいずれも50%を割っており、全体的に生徒の知識不足が感じられた。

4. 『少年法改正問題を主な題材とした青少年の人権保障』の授業実践

(1) 教科書での「青少年の人権保障」という内容に関連する用語の取り扱い状況と用語の記述状況⁵⁾

まず、用語の取り扱い状況については、「世界人権宣言」、「国際人権規約」、「子どもの権利条約」などは、ほとんどの教科書が採用していたが、これ以外の「ストリート・チルドレン」、「子どもの意見表明権」などは極端に採用数が少なく、それぞれの用語の重要さに比べて、全体的に採用不足は否めない感じがした。

次に、用語の記述状況については、表題の名称の違いはあるものの、ほとんど全部が“大単元「基本的人権の保障」の中の小単元「人権保障の国際化」で取り扱い、人権保障に関連する世界的な事項を歴史順に説明する中で、「子どもの権利条約」などの内容を取り上げる”，という型に集約された。この記述の仕方は、「人権保障の国際化」の一つの事項として「子どもの権利条約」などの用語が歴史順に出てくるので、歴史の流れをつかみやすいという利点がある。ただ、多くの教科書は“「ストリート・チルドレン」は別の小単元「世界の人権問題」、「人口問題」、「都市問題」のいずれかで取り扱う”，“「18歳選挙権問題」は別のテーマ学習で取り扱う”，というようになっており、「青少年の人権保障」という観点から見ると、用語の記述が一ヶ所に集中していないので、

全体としてまとまった内容で考えさせることができない感じがした。

(2) 授業実践⁶⁾

① 授業題目 『少年法改正問題を主な題材とした青少年の人権保障』

② 授業目標

- 1) 現在の世界には「青少年の人権保障」に関する問題が数多く存在していることを認識させる。
- 2) 現在の日本で大きく社会問題化している「少年法改正問題」や「少年法のあり方」, 「少年法改正問題をめぐる少年犯罪事件報道のあり方」は, 「青少年の人権保障」の一つの問題としても捉えられることを理解させ, それぞれの問題の今後のあるべき姿について考えさせる。
- 3) 事前に行った『少年法改正問題を中心とした青少年の人権保障』のアンケートの集計結果を提示し, 生徒に全体の中での自分の意見の位置を知らせ, 他の生徒と意見を交換させながら最も望ましい状況を検討させる。

③ 授業の流れ

《導入》(10分)

導入では, まず生徒に世界に現存する青少年の人権問題について, 知っているものについて発表させた。そして, これを受けて生徒が発表したものにつけ加えながら, 青少年の人権問題に関する用語を板書して, それぞれの内容を説明した。また, この際に世界に現存する青少年の人権問題に関しては, 事前に行った『少年法改正問題を中心とした青少年の人権保障』のアンケートの中で, 「子ども虐待の問題」, 「ストリート・チルドレンの問題」, 「子ども兵士の問題」については, その認識調査の集計結果が出ているので, そのことについても言及した。

《展開》(30分)

展開では, まず人権に関する世界的な宣言や法律について, 知っているものについて発表させた。そして, これを受けて青少年の人権保障に関する事柄の, 世界での法制化の歴史とそれぞれの具体的な内容について説明した。また, この際に青少年の人権保障に関する事柄の, 世界での法制化の歴史とそれぞれの具体的な内容に関しては, 事前に行った『少年法改正問題を中心とした青少年の人権保障』のアンケートの中で, 「世界人権宣言」, 「国際人権規約」, 「子ども(児童)の権利宣言」, 「子ども(児童)の権利条約」, 「子どもの意見表明権」については, その認識調査の集計結果が出ているので, そのことについても言及した。

次に, 日本で青少年の人権保障のあり方を変える問題の一つとして捉えられるもので, 現在大きく社会問題化している「少年法改正問題」や「少年法のあり方」, 「少年法改正問題をめぐる少年犯罪事件報道のあり方」を取り上げて, その現状について理解をさせた。これらの中の「少年法改正問題」と「少年法のあり方」に関しては, 日本では20歳未満の少年が犯罪を犯した場合には, 保護主義という基本理念をもち, その審判の手続きや処分を決める少年法という法律が存在しているが, 厳罰化に向けた改正案の代表例として, 「刑事罰を科すことのできる対象年齢の引き下げ(刑事罰の対象年齢を現在の“16歳以上”から“14歳以上”とする)」, というものが2000(平成12)年11月28日に国会で通過したことを説明した。そして, 今後についても, 「法施行から5年後に必要な措置を講じる」, という付則がつけられ,

「少年法の対象年齢を現在の“20歳未満”から“18歳未満”とする」、ことや、「基本理念である保護主義を見直す」、ことなど、さらなる厳罰化の改正案が検討される方向であることも取り上げた。以上のことについては、大変難しい問題であるが、現行少年法が今後さらに厳罰化に向かったり、基本理念を厳罰主義に変えようとする場合には、一つの例として、「少年に対して18歳選挙権の問題、成人の年齢などを含めて、どの段階から大人なみの権利を認め、相応の義務と責任を課すのか」、また一方で、「何歳から何歳までを心身の発達途上と見なし、守るべき存在とするのか」、など、「人権保障の問題を含めた青少年の位置付け」、ということについても並行して考えることの必要性を指摘した。

また、もう一つの「少年法改正問題をめぐる少年犯罪事件報道のあり方」に関しては、新聞や週刊誌などのマスコミによる少年犯罪事件報道（加害者少年の氏名・顔写真などの報道）のあり方が、少年法第61条の「記事等の掲載の禁止」の規定に違反するというで過去に幾度も問題化してきたことを《表1》【戦後の主な少年凶悪犯罪事件の新聞報道状況】と、《表2》【戦後の主な少年凶悪犯罪事件の週刊誌（月刊誌も含む）報道状況】を参考にしながら説明した。特に、代表例として1997（平成9）年の「神戸児童連続殺傷事件」の際には、一部の週刊誌が犯人の14歳の中学3年生の顔写真を掲載して販売しようとしたが、多くの書店が販売中止、または自粛する措置をとったことなどを取り上げた。ここで、この事例には“少年犯罪事件報道のあり方において、加害者少年の「人権」や「プライバシーの権利」、マスコミの「表現の自由」、国民の「知る権利」はどうあるべきか」、という問題があることを説明し、生徒にそのことについて考えさせ意見を発表させた。以上のことについても、大変難しい問題であるが、少年法第61条の趣旨について指摘し、それぞれに権利が保障されている状況では、どこで調和を図るかが重要であることを説明し、さらに今後も各自で考えを深めて欲しいことを述べた。

また、以上の「少年法改正問題」や「少年法のあり方」、「少年法改正問題をめぐる少年犯罪事件報道のあり方」に関しては、事前に行った『少年法改正問題を中心とした青少年の人権保障』のアンケートの中で、「少年法は保護主義であるべきか、厳罰主義に移行すべきか」、「犯罪を犯した少年の氏名・顔写真の掲載はどうあるべきか」、「犯罪を犯した少年の氏名・顔写真を掲載した週刊誌の報道姿勢をどう思うか」、「犯罪を犯した少年の氏名・顔写真を掲載した週刊誌の販売中止・自粛をどう思うか」、「犯罪を犯した少年の氏名・顔写真掲載とマスコミの表現の自由との兼ね合いをどう思うか」、などについては、その意識調査の集計結果が出ているので、そのことについても言及した。

《まとめ》（10分）

本時のまとめとして、世界には色々な青少年の人権問題が存在していること、青少年の人権保障に関する世界と日本の動き、日本で大きく社会問題化している「少年法改正問題」や「少年法のあり方」、「少年法改正問題をめぐる少年犯罪事件報道のあり方」は、「青少年の人権保障」の一つの問題として捉えられることを簡潔に説明した。さらに、その上で「少年法改正問題」や「少年法のあり方」、「少年法改正問題をめぐる少年犯罪事件報道のあり方」は、今後もさらに論議を深めていくべき課題であることを指摘した。そして、最後に生徒に本時の感想を書かせ、質問を受けて授業を終了した。

④ 授業後の感想と今後の課題

まず最初に、全体的な感想としては、前述の授業目標のうちの初めの2つの、1) 現在の世

界には「青少年の人権保障」に関する問題が数多く存在していることを認識させる、ことと、2) 現在の日本で大きく社会問題化している「少年法改正問題」や「少年法のあり方」, 「少年法改正問題をめぐる少年犯罪事件報道のあり方」は, 「青少年の人権保障」の一つの問題として捉えられることを理解させ, それぞれの問題の今後のあるべき姿について考えさせる, ことについては, 大体目標どおりのことが達成されたと思うが, 残りの1つの, 3) 事前に行った『少年法改正問題を中心とした青少年の人権保障』のアンケートの集計結果を提示し, 生徒に全体の中での自分の意見の位置を知らせ, 他の生徒と意見を交換させながら最も望ましい状況を検討させる, ことについては, 生徒はなかなか自分の意見が言えなかったり, 他の生徒の意見を聞いて議論をすることができなかつたりして, 残念ながら今一步の状態であった。そこで, このことに関する今後の課題としては, 生徒の意見をさらに引き出すような授業展開の工夫が大切であると感じた。

次に, 細かいことを含めた感想としては, この授業の中心に捉えた「少年法改正問題」や「少年法のあり方」, 「少年法改正問題をめぐる少年犯罪事件報道のあり方」などの問題については, 程度の差は多少あるものの大半の生徒はかなり関心があり, 自分なりの考え方をそれぞれがしっかり持っていることがよく理解できた。ただ, “自分が構想として立てた『少年法改正問題を主な題材とした青少年の人権保障』の授業の中に, 以上の問題のすべてを取り入れる”, ということについては, やや無理な面もあったように思えた。というのは, この授業の中に「少年法改正問題をめぐる少年犯罪事件報道のあり方」の問題は, そのまま大部分の内容が違和感もなく溶け込めた感じがしたが, 「少年法改正問題」や「少年法のあり方」の問題は, かなりしぼり込んだ内容しか取り入れられなかったという状況であったからである。そこで, このことについても今後さらに改良をする必要があると考える。

最後に, 授業で取り扱った「少年法改正問題」や「少年法のあり方」, 「少年法改正問題をめぐる少年犯罪事件報道のあり方」などについての生徒の意識は, ある程度予想していたことであったが, 少年法については“もっと厳罰化すべきである”, 少年犯罪事件報道の加害者少年の氏名・顔写真報道については, “成人(大人)と同じように掲載すべきである”, あるいは, “凶悪犯罪を犯した場合は掲載してもよい”, というものがかなり多かったように思えた。ただ, このことに関しては, 最近のマスコミのそのような論調にただ単に流されていると感じられる生徒も多く見受けられたので, 今後の課題としては, 生徒たちはこれらのことをめぐる色々な状況を詳しく知った上で, 判断を下すことができるようになる必要性があると考ええる。

【註】

- 1) 1950(昭和25)年9月22日に起きた「日大ギャング事件」から2000(平成12)年8月14日に起きた「大分県一家6人殺傷事件」までの16の事件について調べた。
- 2) 日本新聞協会編『取材と報道—新聞編集の基準 [改訂2版]』, 日本新聞協会, 1990年, pp29-30
- 3) 上の1)に同じ
- 4) この調査は, 2000(平成12)年9月29日に岐阜県立池田高等学校(普通科)の1年生263名, 2年生296名, 3年生250名の合計809名を対象として質問紙法にて実施した。
- 5) この調査は, 1998(平成10)年度文部省検定済の『現代社会』12出版社17冊, 『政治・経済』

12出版社17冊の合計13出版社34冊を用いて実施した。

- 6) この授業実践は、2000（平成12）年12月7日に岐阜県立池田高等学校（普通科）の2年4組にて実施した。